

定額減税及び調整給付について

1. 定額減税について

(1) 経緯

- ・令和5年10月26日
政府与党政政策懇談会において、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税・個人住民税の定額減税の実施が盛り込まれた。
- ・令和5年11月2日
総合経済対策が閣議決定され、令和6年6月から減税をスタートできるよう、令和6年度税制改正において検討とされた。
- ・令和5年12月14日
「令和6年度税制改正大綱」の「第一 令和6年度税制改正の基本的考え方」の中で方向性が示され、改正の概要については、「第二 令和6年度税制改正の具体的内容」に記載。

(2) 概要

- ① 令和6年度分の個人住民税について
所得割の額から特別控除の額を控除する。
ただし、個人住民税にかかる合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。
- ② 特別控除の額
本人1万円（道民税4千円、市民税6千円）及び控除対象配偶者または扶養親族1人につき1万円（道民税4千円、市民税6千円）。
ただし、特別控除の額が所得割の額を超える場合は、所得割の額を上限とする。
- ③ 上限を超える部分の対応
調整給付にて対応。

(3) 実施方法

- ① 給与所得に係る特別徴収の場合
令和6年6月の特別徴収は行わず、特別控除額を控除した後の個人住民税の税額の11分の1を令和6年7月から令和7年5月までの給与から徴収する。
- ② 公的年金等に係る特別徴収の場合は、令和6年10月1日以降最初に支払いを受ける年金等から特別徴収される個人住民税から特別控除額を控除する。控除しきれない場合は、令和6年度中に特別徴収される各月分の特別徴収税額から順次控除する。
- ③ 普通徴収の場合
令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から、特別控除額を控除する。第1期で控除しきれなかった場合は、第2期以降の納付額から順次控除する。

(4) 影響額

- ・適用人数 33,224人（うち調整給付も対象となる人数 2,391人）
- ・影響額 3億906万円
- ・なお、影響額分については、地方特例交付金により全額国費により補填される。
（影響額と適用人数は令和6年5月22日に石狩振興局へ報告、定額減税について（調査）より引用）

2. 調整給付について

(1) 概要

①支給の目的

物価高に対応し、様々な層の世帯に対して家計支援を行うために実施するもの。

②支給対象者

定額減税をしきれないと見込まれる所得水準の方への給付

③支給対象者数（推計） 14,000 人 （3月末時点）

④支給額

・「所得税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額 3万円×（本人＋控除対象 配偶者＋扶養親族数）	－	令和6年分 推計所得税額	=	①所得税分控除不足額 ①<0の場合は0
---------------------------------------	---	-----------------	---	------------------------

・「個人住民税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額 1万円×（本人＋控除対象 配偶者＋扶養親族数）	－	令和6年度分 個人住民税額	=	②個人住民税分控除不足額 ②<0の場合は0
---------------------------------------	---	------------------	---	--------------------------

➡ 調整給付支給額＝①＋② （1万円単位で、切り上げて算出）

(2) 支給方法

令和6年度個人住民税課税台帳により、個人住民税所得割納税義務者の中から、調整給付額の発生する対象者を抽出し、確認書等の返送をもって給付する。

①事務処理基準日及び申請期限

- ・事務処理基準日 令和6年6月3日（月）
- ・申請期限 令和6年10月31日（木）

②申請方法

専用窓口による申請、郵送による申請、電子申請（公式LINEを活用）
※公金受取口座登録の方は、申請不要。
確認書等の案内通知は、7月12日（金）に対象者へ発送予定

③受付開始時期（予定）

令和6年7月16日（火）から開始

④給付金支給開始時期

令和6年8月上旬から公金受取口座登録者から順次、口座振込により実施予定

(3) 影響額

510,270 千円（予算額）

重点支援地方交付金により、国から事業費・事務費が補填される。